

新たに定める基準に係る部会での審議結果について

1 新たに定めようとする基準について

平成 26 年 4 月 24 日に開催した第 3 回子ども・子育て会議において部会の設置が決定され、(1)から(5)は幼児教育・保育部会（高橋繁雄部会長）、(6)は地域子育て部会（両川いずみ部会長）においてそれぞれ審議いただきました。

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準
- (2) 家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- (4) 児童福祉施設の設備及び運営の基準
- (5) 保育の必要性の認定基準
- (6) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

2 部会における審議の経過

(1) 幼児教育・保育部会

月日	会議名称	内容
5月9日（金）	第2回幼児教育・保育部会	「1 新たに定めようとする基準について」の(1)から(5)について、省令で定める内容及び盛岡市の現状について事務局より説明し、基準案についてご意見をいただいた。
5月20日（火）	第3回幼児教育・保育部会	第2回幼児教育・保育部会でいただいた意見をもとに作成した基準（案）を諮問し、審議いただいた。審議の結果、保育の必要性に係る就労下限時間の経過措置を削除して答申することとなった。

(2) 地域子育て部会

月日	会議名称	内容
5月9日（月）	第2回地域子育て部会	放課後児童健全育成事業における基準について、省令で定める内容及び盛岡市の現状について事務局より説明し、基準案についてご意見をいただいた。
5月27日（火）	第3回地域子育て部会	第2回地域子育て部会でいただいた意見をもとに作成した基準（案）を諮問し、審議いただいた。審議の結果、可とすることとなった。

3 部会でいただいた意見について（抜粋）

(1) 幼児教育・保育部会

※意見については、主旨を変えない範囲で一部加筆・修正しています。

幼保連携型認定こども園の基準について
<ul style="list-style-type: none">・乳児室、ほふく室の面積について、待機児童の解消のためには規制緩和という視点も必要と考えることから、市の認可保育所の基準として定めている乳児室又はほふく室の面積基準の3.3㎡/人ではなく、国の基準どおり乳児室1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人として良いのではないかと。日々保育に従事していればほふく開始の時期を判断できるため、別々の面積基準を設けても対応可能である。・できるだけ広い環境を提供できれば良いが、認可保育所、認可外保育所の違いによる運営上の違いもあることから、限られたスペースで豊かな保育環境を整えるという視点では、国の基準どおりが良いのではないかと。・ほふく開始には個人差がある。ゆったりしたスペースを確保することにより、赤ちゃんのストレス軽減にもつながるのではないかと。国が示しているのは最低基準であり、最低を満たしているから良いというのではなく、豊かな環境で育てることができれば良い。・市の認可保育所と認定こども園の基準で差があるのであれば、国の基準に合わせて良いのではないかと。一方で、市の福祉の観点という点では、市の認可保育所の基準に合わせるという考え方もあると思う。・国の基準を上回るというのは、地域事情によるものだと思う。地域事情が見えない状況で意見を述べるのは難しいが、待機児童を解消しなければならないのであれば国基準どおりとすべきで、その必要がないのであればゆったりとした環境を基準として良いと思う。
家庭的保育事業について
<ul style="list-style-type: none">・家庭的保育、小規模保育事業のC型の基準について、保育士、または看護師や保健師など、保育士に準じた人となっている。資格者が全くいないのは不安であり、完全に保育士またはそれに準じた人が1/3以上は必要ではないかと。・小規模保育事業のB型、C型の職員の資格が心配である。年齢的に乳幼児期の教育、養護を考えたとき、子育ての経験があるというだけでは不安である。子どもの発達に対する支援の面や、小学校との連携の問題もあると思う。・認定こども園の場合、幼稚園教諭と保育士両方の資格を取らなければならない。小規模保育事業でも保育士の資格が必要ではないかと。命を預かる事業に対して公費を給付するものであり、盛岡市として資格職のハードルを上げてよいのではないかと。・屋外遊戯場の基準について、盛岡は大都市と状況が異なるため、代替地は不可としてほしい。・保育士1人で赤ちゃんの保育を行うのは危険である。現在保育所で延長保育を行う際も複数の保育士が対応している状況であり、新制度においても保育士1人は認めないこととした方

がよい。

- ・岩手県社会福祉協議会が主催していた子育てサポーター養成講座等、資格の有無に関わらず受講できる講座がある。受講の周知の取り組みが必要と思われる。
- ・保育従事者の資格について、国の基準を上回る基準を定めた場合、従事する方が限定されてしまい、待機児童の解消につながらない恐れがある。国を上回る基準を設ける際は、研修体制の整備などの取り組みも必要ではないか。

保育の必要性の認定基準について

- ・保育短時間認定における保護者の就労時間の下限については、国が検討している 48 時間としてはどうか。現在、幼稚園で受け入れている子どもは、就労時間が足りなくて保育所に入ることができない子どもが多い。48 時間にすると 2 号認定が可能となる。
- ・現在の盛岡市の基準（保育に欠ける事由）について、求職活動中の場合は 3 ヶ月までとなっているが、職探しや資格取得を考えると 3 ヶ月では短い。
- ・待機児童の問題が深刻であれば、下限を下げない方が良いと思う。利用されやすいような下限設定とする必要がある。
- ・様々な就労形態があり、保護者も困っていると思う。下限を下げた新制度に移行した際、一時的にあふれてしまう子どもが増えるかもしれないが、将来的に考えると下げた方が良い。
- ・就労の下限時間について、経過措置を設けて、現行の 60 時間から 48 時間へと引き下げるのではなく、国基準のとおり 48 時間とし、保護者の多様な働き方に対応する必要がある。60 時間から 48 時間に引き下げることにより、保育認定を受ける子どもが増え、待機児童が増加すると考えているようだが、すでに幼稚園で預かり保育を行っており、新制度においても受け入れが可能である。

(2) 地域子育て部会

※意見については、主旨を変えない範囲で一部加筆・修正しています。

基準策定にあたっての考え方について

- ・基準検討と合わせて、基準を満たすために市でどのような支援を行うかなど、質と量の議論をセットにして検討する必要がある。
- ・基準設定の裏付けがあり、子どもたちが安心して放課後児童クラブを利用できる状況を作ることができるかという議論が必要。財政面の支援など、市としてどのような対応ができるかについても示す必要がある。
- ・数値だけの議論にとどまらず、実際の運営状況等を把握した上で基準を検討すること。
- ・国基準は全国標準的なものであり、盛岡市の現状を把握し、国の基準を適用した場合に利用できない子どもが出ることはないよう、現場に即して検討すること。

面積・集団の規模について

- ・基準を定めることにより、現行で基準を満たしていないクラブが、新制度において運営できなくなることをしないような制度とすること。
- ・国が定める基準を市の基準とした場合、現在運営しているクラブが運営できなくなり、利用できない児童が出ないように、個々のクラブの運営状況を把握した上で、基準検討と対策を考えていく必要がある。
- ・国が示す基準は、適正な面積基準の議論を踏まえて定められたものであり、現状で基準を満たすことのできないクラブがあるから基準を下げて対応するのではなく、基準として定めるものは定めて、その基準に対応できるような市の支援策を検討する必要がある。
- ・現状で登録児童数が100人を超しているクラブがあり、国の基準どおりとすると、あふれてしまう子どもが出たり、父母会運営のクラブでは新たにクラブを設置しなければならなくなる。

放課後児童支援員について

- ・国の示す基準では資格要件が定められているが、資格を有する人の確保が課題である。人材バンクを作るなど、資格を有する人を探しやすい仕組みづくりも必要ではないか。
- ・新たに基準を定めることにより、現行クラブの運営ができなくなるクラブが生じ、学童クラブを利用できない子どもが生じないように、基準として定めるものは定め、基準に合致できるような支援策を講じることが必要である。

4 市で定める基準について

部会で審議いただいた内容を踏まえて、本市における基準（案）を次のとおりといたしました。

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

ア 基準の内容

施設の面積基準について、認可保育所と同様の基準とするものです。

その他の事項について、国の基準をもって市の基準とするものです。

省令の内容	区分	基準案
【設備に関する基準】	従うべき	
乳児室・・・1.65㎡/人以上	基準	<u>乳児室・・・3.3㎡/人以上</u>
ほふく室・・・3.3㎡/人以上		ほふく室・・・3.3㎡/人以上

【理由】継続的な乳児保育において、ほふくの開始によって面積基準が変動することや乳児の保育環境を考慮し、盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において、認可保育所の乳児室の面積を3.3㎡/人以上と定めていることから、認可保育所と同様の基準とするものです。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

ア 基準の内容

(7) 設備・面積

- ・小規模保育，家庭的保育及び事業所内保育における屋外における遊戯に適当な広さの庭・屋外遊戯場の要件について，認可保育所と同様の基準とするものです。

省令の内容	区分	基準案
[設備・面積] ○家庭的保育，小規模保育（A・B・C型），事業所内保育 屋外における遊戯に適当な広さの庭・屋外遊戯場（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）	参酌すべき 基準	○家庭的保育，小規模保育（A・B・C型），事業所内保育 <u>屋外における遊戯に適当な広さの庭・屋外遊戯場</u>

【理由】盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において，認可保育所の屋外遊戯場の設置については，保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を認めていないことから，認可保育所と同様の基準とするものです。

- ・事業所内保育における乳児室の要件について，国と異なる基準を設けるものです。

省令の内容	区分	基準案
[設備・面積] ○事業所内保育 乳児室・・・1.65 m ² /人以上 ほふく室・・・3.3 m ² /人以上	従うべき 基準	○事業所内保育 <u>乳児室・・・3.3 m²/人以上</u> ほふく室・・・3.3 m ² /人以上

【理由】継続的な乳児保育において，ほふくの開始によって面積基準が変動することや乳児の保育環境を考慮し，盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において，認可保育所の乳児室の面積を 3.3 m²/人以上と定めていることから，認可保育所と同様の基準とするものです。

(イ) 職員・職員数

- 家庭的保育，小規模保育及び居宅訪問型保育における職員の要件について，国と異なる基準を設けるものです。

省令の内容	区分	基準案
[職員，職員数] ○家庭的保育 家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）	従うべき 基準	○家庭的保育 <u>家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士）</u>

<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 1～3 人につき 家庭的保育者 1 人 ・乳幼児 4～5 人につき 家庭的保育者 1 人 <p>+家庭的保育補助者(市長村長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの) 1 人</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>乳幼児 1 人につき</u> <u>家庭的保育者 1 人</u> ・<u>乳幼児 2～5 人につき</u> <u>家庭的保育者 1 人</u> <p>+<u>家庭的保育補助者(市長村長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの) 1 人</u></p>
<p>[職員数]</p> <p>○小規模 B 型</p> <p>保育士, 保育従事者(保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者)</p> <p>※1/2 以上を保育士とする</p>		<p>○小規模 B 型</p> <p>保育士, 保育従事者(保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者)</p> <p>※<u>2/3 以上を保育士とする</u></p>
<p>[職員]</p> <p>○小規模 C 型</p> <p>家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者)</p> <p>(+家庭的保育補助者(市長村長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの))</p>		<p>○小規模 C 型</p> <p>家庭的保育者(<u>市町村長が行う研修を修了した保育士</u>)</p> <p>(+家庭的保育補助者(市長村長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの))</p>
<p>[職員]</p> <p>○居宅訪問型保育</p> <p>家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者)</p>		<p>○居宅訪問型保育</p> <p>家庭的保育者(<u>市町村長が行う研修を修了した保育士</u>)</p>

【理由】 質の高い保育の実施に配慮し、地域型保育事業における主たる保育従事者について、保育士資格を有する者とするとともに、家庭的保育において乳幼児が複数の場合は、複数の職員が保育にあたるほか、小規模 B 型の保育士割合を上乗せするなど国と異なる基準を設けるものです。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

ア 基準の内容

国の基準をもって市の基準とするものです。

(4) 児童福祉施設の設備及び運営の基準

ア 基準の内容

国の基準をもって市の基準とするものです。

(5) 保育の必要性の認定基準

ア 基準の内容

保育の必要性の認定における保護者の就労時間の下限について、国の基準の範囲内において就労下限時間を定めるものです。

国の対応方針	基準案
<p>[就労下限時間]</p> <p>○ 1 箇月当たり 48 時間以上 64 時間以下の範囲を基本とする。</p>	<p>○ <u>1 箇月当たり 48 時間</u></p>

【理由】保護者の就労形態に幅広く対応するため、就労の下限時間について、国の基準の下限である 48 時間（現行 60 時間）とするものです。

(6) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

ア 基準の内容

国の基準をもって市の基準とするものです。

省令の内容	区分	基準案
<p>[設備]</p> <p>おおむね 1.65 m²/人以上</p> <p>[集団の規模]</p> <p>おおむね 40 人以下</p>	<p>参酌すべき 基準</p>	<p>[設備]</p> <p>おおむね 1.65 m²/人以上</p> <p>[集団の規模]</p> <p>おおむね 40 人以下</p> <p><u>ただし、経過措置を設ける。</u></p>

基準を満たしていない学童クラブについては、この基準を適用しない経過措置を設け、当該学童クラブの運営継続を図るものとします。なお、(仮称)盛岡市子ども・子育て支援事業計画において、その学童クラブが基準を満たすよう必要な支援策を盛り込むものとします。